

介護予防元気度アップ事業



本市では、高齢者の皆さんが地域貢献や社会参加を通して、介護予防を進めていくことを目的に、「介護予防元気度アップ事業」を実施しています。

対象者

この制度は、介護保険の介護予防事業の一環として実施しており、本市にお住まいの40歳以上の方(薩摩川内市介護保険第一号被保険者および第二号被保険者を登録の対象としています。)



「高齢者支援型」を申請する場合は、活動できる日程などをボランティアセンターに登録する必要がありますので、代理によるカードの発行は原則できません(ボランティアセンターへの登録は、カード発行時に行います)。申請するときは、本人の印鑑代理の場合は代理の方の印鑑を持参して、本庁または各支所の窓口までお越しください。

次の点に注意してスタンプを集めましょう!

- ・カード発行日以降の使用とし、日付が前後しないように記入しましょう。
- ・1日に同じスタンプを2つ押した場合、それぞれの内容を記入しましょう。
- ・指定のスタンプが押してあるか確認しましょう。

スタンプの転換に必要なもの

▼本人の場合

- ・本人の印鑑(スタンプ印は不可)
- ・介護予防元気度アップカード
- ▼代理の場合
 - ・本人の署名、押印のある介護予防元気度アップカード
 - ・代理の方の印鑑(スタンプ印は不可)

スタンプを交換するにはチケットに換えるには

集めたスタンプは、本庁または各支所で、上限5000円のチケット(介護予防元気度アップポイント転換利用券)に換えることができます。

交換の申請期間は、翌年度の4月1日から2月末日までです。今年度交換できるのは、平成28年度の黄色の「参加型」カードと、灰色の「ボランティア型」カードです。期間を過ぎると無効となりますので注意してください。交換したチケットは、市内の協力店を利用する場合に、その料金の一部として利用できます。*協力店の一覧は、本庁および各支所で配布しています。

参加型の対象となる団体を募集しています

市では、介護予防元気度アップ事業の参加型の対象となる団体を募集します。

【対象団体】= 会員のおおむね半数以上が65歳以上であり、継続的に介護予防に取り組み、5人以上で活動している団体(既に登録済みの団体は再度申請する必要はありません)

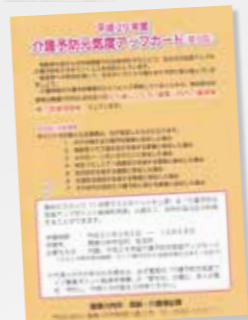
【申込方法】= 本庁高齢・介護福祉課および各支所に備え付けの申請書に必要事項を明記の上、直接または郵送*審査には1カ月ほど時間を要します。審査結果は郵送でお知らせします。

「参加型」と「高齢者支援型」があります!!

市が指定した活動に参加または支援を行った場合に、指定のスタンプをカードに押してもらいます。

介護予防

スタンプは「四角」



参加型(オレンジ色のカード)

- 【対象者】= 65歳以上の方
【対象事業】=
- ①市が主催する介護予防事業
 - ②高齢者クラブ連合会が主催する事業
 - ③ふれあいいきいきサロン
 - ④地区コミュニティ協議会が主催する事業
 - ⑤自治会が主催する事業
 - ⑥交通安全協会が主催する事業
 - ⑦その他市長が認めた介護予防に資する事業
- (*要件に基づき申請が必要)

高齢者支援型(青色のカード)

- 【対象者】= 40歳以上でボランティアセンターなどに登録した方
【対象事業】= ボランティアセンター(市社会福祉協議会)などから依頼のあった「高齢者に対する支援や活動」

スタンプは「丸」



市民みんなで防ぎましょう! 有害鳥獣被害

市内では、イノシシ、シカ、サルやカラスなどの有害鳥獣による被害が増加しています。被害防止のポイントを学び、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに取り組みましょう。

「捕獲してもらえるから大丈夫」
「柵を取り付けたから、もう安心」
「収穫できない分は捨ててしまおう」
そう考えてはいませんか?



被害防止対策のポイントは、

- ① 寄せ付けない
 - ② 侵入を防止する
 - ③ 個体数を減らす
- の3点です。

- 収穫しない野菜や果物を放置しない
- 収穫せず放置されている果樹は伐採する

廃棄する野菜や果物、収穫しない果樹を残しておくことは、有害鳥獣に餌場を提供していることと同じです。

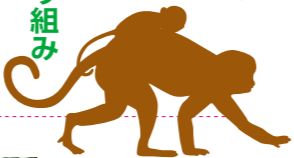
- 有害鳥獣を見掛けたら、必ず追い払う

「人間は怖い生き物」と認識させることが肝心です。



被害増加の最大の原因は、知らず知らずのうちの「餌付け」です。「餌付け」に相当する行為を見直し、寄せ付けない環境をつくりましょう。

①「寄せ付けない」ための取り組み



一般的には、有害鳥獣は臆病で人を恐れます。その性質をうまく利用するのが「緩衝帯」です。

②「侵入を防止する」ための取り組み

- 有害鳥獣の捕獲・駆除に関すること
 - 本庁林務水産課林業振興グループ(内線4271)
 - または各支所地域振興課産業振興グループ(鹿島支所は産業建設グループ)
 - それ以外に関すること
 - 本庁農政課農業振興グループ(内線4222)
 - または各支所地域振興課産業振興グループ(鹿島支所は産業建設グループ)

③「個体数を減らす」ための取り組み

被害拡大を防ぐために、地域の猟友会の協力を得て、有害鳥獣の駆除を実施しています。

市では、有害鳥獣被害対策のため、次のような事業を実施しています。詳しくは問い合わせください。

【農政課】

- ▼国が行う鳥獣被害防止対策実践事業
- ▼鳥獣被害防止施設導入事業
- ▼ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業
- 【林務水産課】
- ▼有害鳥獣捕獲事業および緊急捕獲活動支援事業
- ▼有害捕獲(狩猟免許初心者講習)会受講料助成

捕獲にのみ頼るのではなく、野生鳥獣を見掛けたら必ず追い払うようにしましょう。集落・市民ぐるみの追い払い活動の取り組みが、より効果的な被害防止につながります。

電気柵設置のポイント

電気柵を設置することで、電気ショックによる痛みにより柵は危険と学習させ、柵に近寄らず、侵入を防ぐ効果があります。

- ・通電性の良い場所に設置しましょう。
- ・漏電防止のため、小まめに草刈りを行い、電線が切れていないかなど、整備・点検をしっかりと行いましょう。

【注意表示板】の設置が義務付けられています。必ず設置しましょう。

- ・家庭用電源からの直結は大変危険です。必ず専用機器(電気牧柵器)を使用しましょう。
- ・電気柵の盗難が増えています。管理を十分にしましょう。



【緩衝帯】とは? 農地と山林などの間の見晴らしのよいスペースのことです。野生鳥獣が身を隠せなくなるので、警戒心を強める効果があり、有害鳥獣が侵入しにくくなります。